

令和7年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修実施要項

1 目 的

社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、平成24年4月1日から介護職員等によるたんの吸引等の実施が制度化され、施設及び居宅において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とし、研修事業を実施する。

2 受講対象者

次に該当する施設・事業所に勤務する介護職員等（介護福祉士を含む）で、不特定多数の医療的ケアを必要とされる方の支援をしている者であって、介護等の業務の経験年数を1年以上有する者または介護福祉士資格を有する者。

障害者（児）施設等（医療施設を除く）、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム、グループホーム、訪問介護事業所等
※病院・診療所（介護療養病床は除く）で就業している者（病院または診療所で実施している通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションに従事する介護職員等も同様）については、制度上、登録事業所になれないため、受講対象外とする。

3 開催日

講 義：令和7年 9月17日（水）～ 9月19日（金）
：令和7年 9月24日（水）～ 9月25日（木）
：令和7年10月 1日（水）～ 10月 2日（木）
筆記試験：令和7年10月 9日（木）
演 習：令和7年10月 9日（木）～ 10月10日（金）

4 募集人員

30名

5 受講料

20,000円

受講初日に、受付でお支払いいただきます。

※領収書は、原則個人名での発行にさせていただきます。法人名・施設名での発行をご希望の場合はご連絡ください。

6 会 場

西部島根医療福祉センター 2階 研修交流室

7 申込方法

申込書に必要事項を記載し、返信用封筒（110円切手を貼付）を同封の上、下記までご郵送ください。

【郵送先】〒695-0001 島根県江津市渡津町1926番地
西部島根医療福祉センター 紹慶 宛

8 締 切

令和7年 8月18日（月）必着

9 そ の 他

①施設・事業所内で複数の受講希望者がいる場合は、必ず優先順位を記載してください。

②申込者多数の場合、受講できない場合がありますので、ご了承ください。

③受講者決定後、受講決定通知書を送付いたします。受講初日にご持参下さい。

④受講中は、毎日印鑑をご持参下さい。出席表に押印をしていただきます。

⑤昼食は弁当をご希望により1食につき580円程度で斡旋いたします。

⑥講義が修了認定基準に達しなかった方は、後日、補講を受けていただきます。

補講料金は3,000円（1日）です。当日に現金でお支払いください。

⑦筆記試験の結果は郵送でお送りいたします。不合格の方には2週間以内に再試験を受けていただきます。再試験料は5,000円です。当日に現金でお支払いください。

※注意事項を必ずお読みください。

注意事項

1 今回の研修について

- (1) ご記入いただいた内容は、本研修事業に関する手続きにのみ使用します。
- (2) 今回の研修（以下「基本研修」）では、講義及び演習（シミュレータ演習）を行います。
- (3) 演習は、「第1号研修」を行います。
- (4) 基本研修修了者は、別途、実地研修を受講していただくことになります。
- (5) 実地研修先は、自職場、同一法人内又は他の実地研修受入施設で、自ら確保してください。

2 受講者の推薦等について

- (1) 受講者は、管理者の推薦に基づき派遣されるものですので、研修派遣に関する処遇については、十分に配慮してください。
- (2) 受講決定者の変更は、原則として認められません。
どうしても変更する必要がある場合は、西部島根医療福祉センターへ事前に申し出てください。事前の申し出がなく、当日に受講決定者と異なる方が来られても受講できません。
- (3) 研修当日に無断で欠席された場合は、以降の研修は受講できません。また、受講料の返金も出来ませんのでご了承ください。体調不良等により研修を欠席する場合は、研修開始時間までに西部島根医療福祉センターへ連絡してください。

3 研修の修了及び認定証の発行について

- (1) 全日程（実地研修含む。）を修了された方（それぞれの修了試験・考査に合格した方）には、島根県より修了証明書を交付します。

【問い合わせ先】

○基本研修に関すること しょうけい あめわき ひだか
西部島根医療福祉センター 紹慶・飴脇・日高

TEL(0855)52-2442

○実地研修・制度に関すること
島根県健康福祉部 高齢者福祉課 森山

TEL(0852)22-5235